

産業環境委員会陳情説明資料

令和8年6月30日

件名		頁
(1)	5 受理番号 7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが 会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立 区として援助を求める陳情	2
(2)	5 受理番号 4 6 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正 を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関す る陳情	8
(3)	7 受理番号 8 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国 会等に提出することを求める陳情	1 1

(産業経済部)

件名	5 受理番号 7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課、 <u>公益社団法人足立区シルバー人材センター</u>
陳情の要旨	1 インボイス制度導入に際して、足立区からシルバー人材センターに対して、業務を委託する場合、委託費に消費税分の上乗せをすることを求めます。 2 シルバー人材センターの会員への支払いが消費税分減額されることのないように足立区としてシルバー人材センターへの援助を求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 インボイス制度の概要 (1) インボイス（適格請求書、以下インボイス）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られる。「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。 (2) インボイス制度の内容 消費税の仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日以降、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額を控除することができる（経過措置あり）。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。 インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。 (3) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置 令和8年度税制改正により、インボイス制度の経過措置が大幅に見直された。 <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置期間の延長（2年） ・軽減措置の段階を3段階→5段階に変更

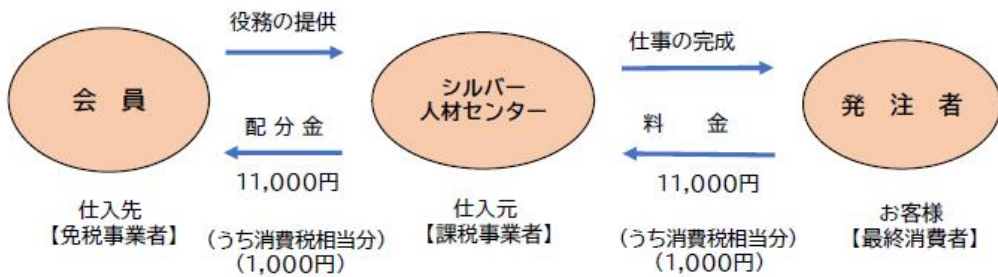
令和8年度税制改正前		令和8年度税制改正後	
経過措置期間	仕入税額控除率	経過措置期間	仕入税額控除率
【従来制度】 ～R5.9.30	100%	【従来制度】 ～R5.9.30	100%
【第1期】 R5.10.1～R8.9.30	80%	【第1期】 R5.10.1～R8.9.30	80%
—	—	【第2期】 R8.10.1～R10.9.30	70%
【第2期】 R8.10.1～R11.9.30	50%	【第3期】 R10.10.1～R12.9.30	50%
—	—	【第4期】 R12.10.1～R13.9.30	30%
【第3期】 R11.10.1～	0%	【第5期】 R13.10.1～	0%



2 足立区シルバー人材センターにおける従来制度とインボイス制度開始後の資金の流れ

(1) インボイス制度開始前のお金の流れ

従来制度では、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての取り引きにおいて仕入税額控除が認められている。



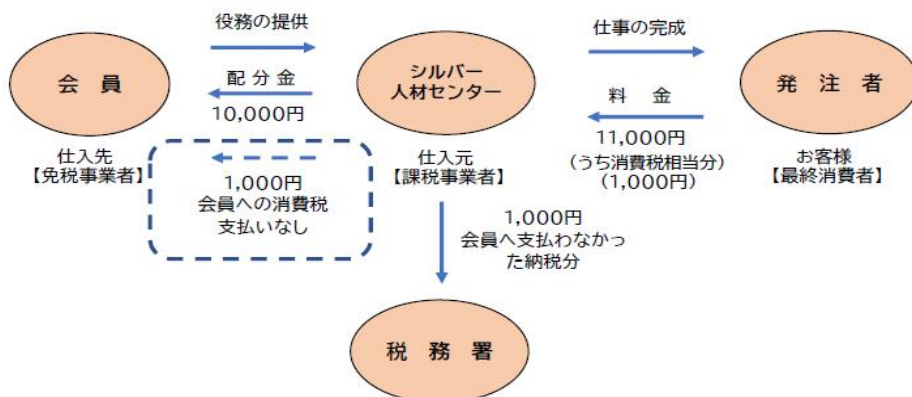
シルバー人材センターの会員は免税事業者であることから、シルバー人材センターから会員に支払う配分金に係る消費税については、納税する必要はない。

(2) インボイス制度開始後のお金の流れ

インボイス制度開始後は、インボイスを介在した取り引きのみ仕入税額控除が認められている。

免税事業者であるシルバー人材センターの会員は、インボイスを発行することができないため、シルバー人材センターは仕入税額控除が行えず、「従来」例の場合、新たに消費税相当分1,000円を納税する必要が生じる。

シルバー人材センターは、インボイス制度開始前まで会員へ支払っていた消費税を制度開始後は会員に支払うことはせず、以下のとおり税務署に納税している。



3 インボイス制度開始に伴う足立区シルバー人材センターへの影響

(1) 事務局への影響

ア 令和7年度消費税納税額（決算額）は、25,564,400円（令和7年4月1日～令和8年3月31日）となる。

イ 令和7年度決算額で算出した場合の、経過措置終了後の年間納税額は約1億2千万円になる。

【令和7年度決算額で試算した場合のセンターの納付見込み額（年額）】

	税抜き支払 配分金（円）	仕入税額 相当額（円）	仕入控 除割合	仕入税額 控除額（円）	センター 納税額（円）
	①	②（①×10%）	③	④（②×③）	⑤（②-④）
従来制度 ～令和5年 9月30日	1,264,653,067	126,465,306	100%	126,465,306	0
第1期 令和5年 10月1日 ～ 令和8年 9月30日	1,264,653,067	126,465,306	80%	101,172,244	25,293,062
第2期 令和8年 10月1日 ～ 令和10年 9月30日	1,264,653,067 (1,391,118,373) ※1	126,465,306 (139,111,837)	70%	88,525,714 (97,378,285)	37,939,592 (41,733,552)
第3期 令和10年 10月1日 ～ 令和12年 9月30日	1,264,653,067 (1,530,230,210) ※1	126,465,306 (153,023,021)	50%	63,232,653 (76,511,510)	63,232,653 (76,511,511)
第4期 令和12年 10月1日 ～ 令和13年 9月30日	1,264,653,067 (1,683,253,231) ※1	126,465,306 (168,325,323)	30%	37,939,591 (50,497,596)	88,525,715 (117,827,727)
【経過措 置終了】 第5期 令和13年 10月1日 ～	1,264,653,067 (1,851,578,554) ※1	126,465,306 (185,157,855)	0%	0	126,465,306 (185,157,855)

※1 ()内の数字は、第2期以降、直近の支払配分金の増加率を参考に、増加率を10%と見込んだ場合の支払配分金額（年額）

ウ シルバー人材センターの会員もインボイス発行事業者の登録は可能であることから、免税事業者と混在してしまう恐れがある。

(2) 会員への影響

ア シルバー人材センターの会員の配分金が消費税分だけ減少する。

【制度開始前後の会員1人あたり配分金の試算例】

	税抜き支払配分金 (円/月額)	仕入控除 割合	支払消費税 (円)	支払配分金総額 (円)
	① ※	②	③ (①×②×10%)	④ (①+③)
従来制度	38,974	100%	3,897	42,871
第1期	38,974	80%	3,117	42,091
第2期	38,974 (42,872)	70%	2,728 (3,001)	41,702 (45,873)
第3期	38,974 (47,159)	50%	1,948 (2,357)	40,922 (49,516)
第4期	38,974 (51,875)	30%	1,169 (1,556)	40,143 (53,431)
第5期	38,974 (57,062)	0%	0	38,974 (57,062)

※ ①は、3 (1) 表内の「税抜き支払配分金 (円)」を令和7年度年間就業実人員 (2,704人) と年間の月数 (12ヵ月) で除して算出

(3) 契約関連の法令改正等による影響

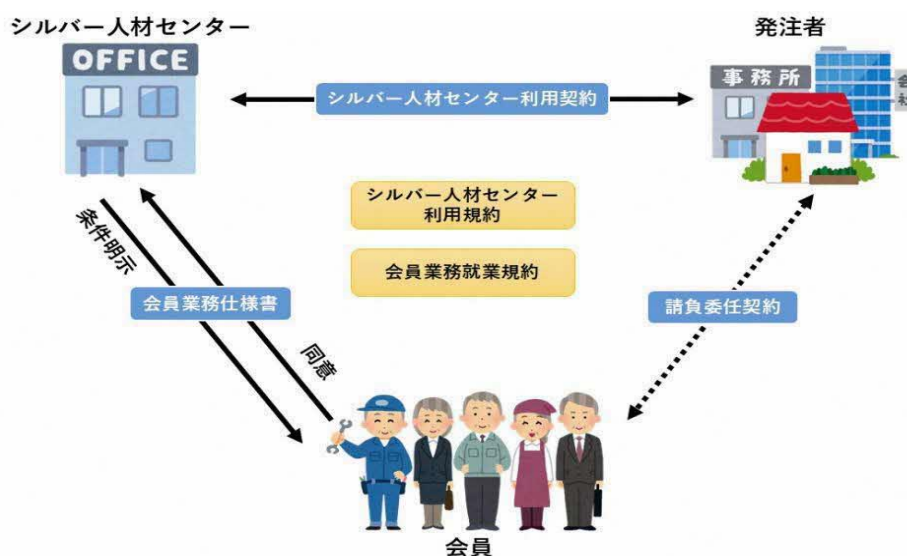
ア 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (以下、フリーランス新法)」の制定

令和6年11月1日から、フリーランスとして働く個人事業主や一人会社の方が安定的に働くことができる環境を整備するために、フリーランス新法が施行され、シルバー人材センターの会員もフリーランスに該当することになった。

イ 厚生労働省からの基本方針の明示

「シルバー人材センター会員と発注者が直接業務委託契約を締結」「シルバー人材センターと発注者間でセンター利用契約を締結」という3者間での包括的契約「新しい契約方式」を締結するよう、基本方針が示されている。この「新しい契約方式」への見直しの時期については、発注者や会員に説明して理解を得る必要があることから各センターの判断に任されている。

【概要図】



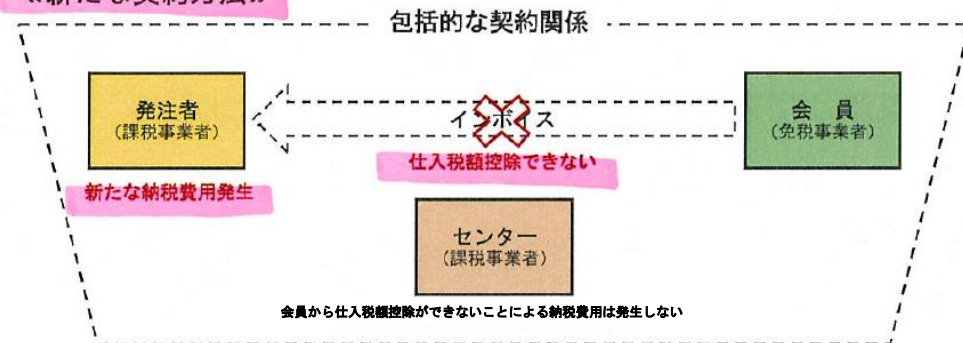
ウ 消費税負担の軽減

現行の契約形態では、消費税の負担はシルバー人材センターが負う形となっているが、「新しい契約方式」を導入することで、シルバー人材センターの会員がインボイス事業者にならなければ消費税負担は発注者へ転嫁される。

《現行の契約方法》



《新たな契約方法》



4 現在の状況

(1) これまでの足立区への対応

ア 令和5年度から、事務費を5%から6%にアップし、外部講師による技能向上研修や接遇研修等を実施している。研修等を実施したことで、会員のスキルアップやサービスの向上につながり、価格交渉による単価アップや受注件数の増加、受託費の増加につなげている。

イ 令和8年度、前年度に比べて、あだち広報等の配布業務にかかる会員配布単価を約1.38倍とした。

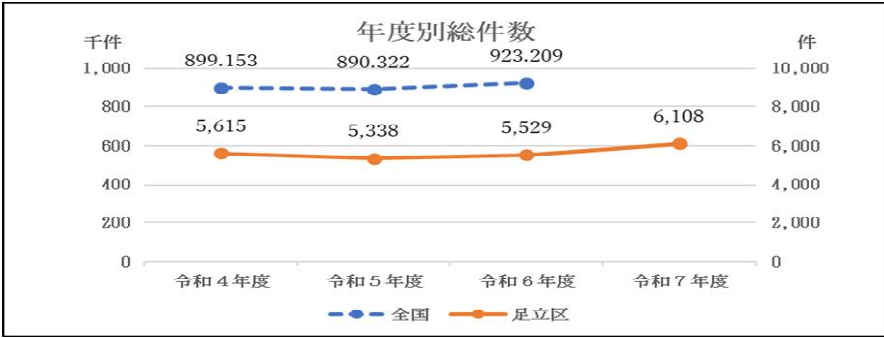
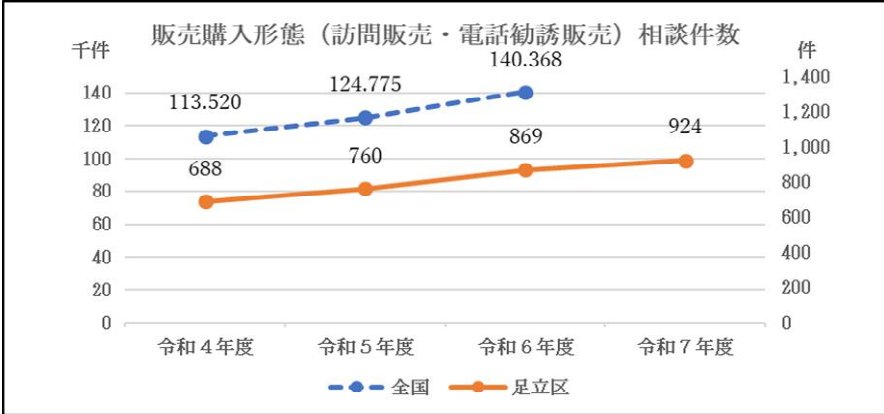
ウ 令和8年度、前年度に比べて、時間単価を最大で200円増額するなど、配分金の単価アップに努めた。

(2) 近隣区のシルバー人材センターの対応状況（令和8年4月24日現在）

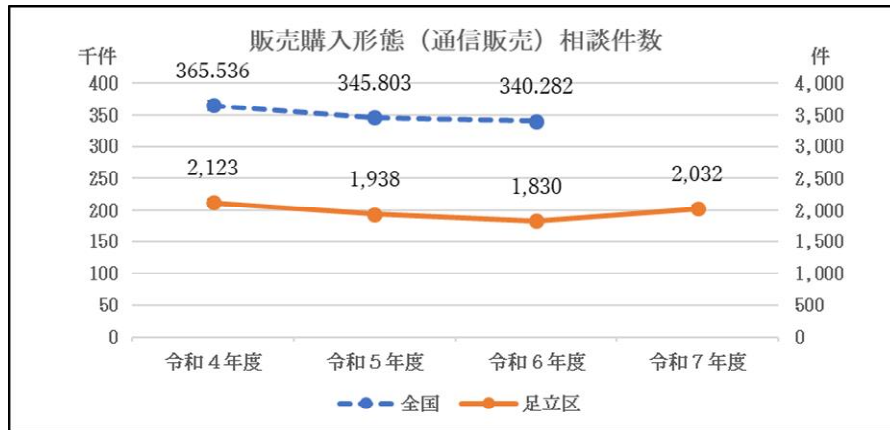
	インボイス導入以降の対応	開始時期
A区	① 事務費を引き上げ。令和5年度は1%引き上げて8%、令和6年度は9%、令和7年度以降は9%を維持。 ② 令和7年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年10月
B区	① 事務費を引き上げ。令和5年度以降は3%引き上げて10%（うち1%は特定費用準備資金積み立て）を維持。 ② 令和8年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年10月
C区	① 事務費は引き上げない。 ② 令和5年10月から、令和6年度末まで経過措置第1期のセンター負担分の20%を契約金額に上乗せ。 ③ 令和7年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年10月
D区	① 事務費を引き上げ。令和5年度は0.5%引き上げて5.5%、令和6年度以降は6%。特定費用準備資金の積み立てを平行して実施。 ② 令和8年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年4月

5 今後の方針等

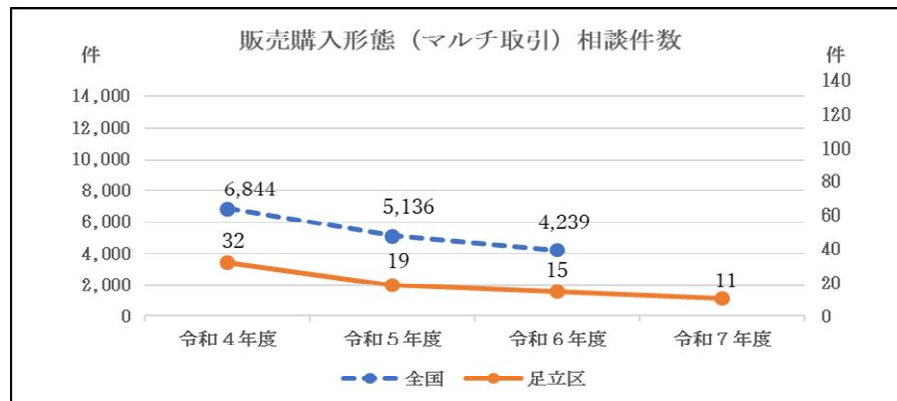
- (1) シルバー人材センターのみ消費税分の補填を行うことは、区内企業や他の団体との公平性を欠くことになることから、行わない。
- (2) 仕入れ税額控除ができなくなる「新しい契約方式」を導入した場合、発注者側が消費税を負担することとなり、そのことをもってシルバー人材センター会員への発注を控える恐れがあるなど、影響が大きくなる可能性がある。そのため、導入自治体の影響等の把握を行いつつ、切り替えについて検討を行っていく。
- (3) 今後も引き続き、他自治体の支援策を研究するとともに国や都の動向を注視しながら、区として対応可能な支援策を検討していく。

件名	5 受理番号 4 6 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情																														
所管部課名	産業経済部 産業政策課																														
陳情の要旨	消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法における訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引の抜本的改正を行うよう、政府等に意見書提出を求める。																														
陳情者等	請願文書表のとおり																														
内容及び経過	<p>1 特定商取引法について</p> <p>特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律である。</p> <p>具体的には、「訪問販売・電話勧誘販売」「通信販売」「連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）」等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている。</p> <p>2 陳情に関わる消費生活相談の状況</p> <p>全国：独立行政法人国民生活センター「2024年度全国の消費生活相談の状況－P I O-N E Tより－」引用。なお、令和7年度の全国数値は8月公表予定。</p> <p>(1) 年度別総件数</p>  <table border="1"> <caption>年度別総件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (千件)</th> <th>足立区 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>899.153</td> <td>5,615</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>890.322</td> <td>5,338</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>923.209</td> <td>5,529</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>-</td> <td>6,108</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 陳情に関わる特定商取引に関連する相談状況</p> <p>ア 訪問販売・電話勧誘販売</p>  <table border="1"> <caption>販売購入形態（訪問販売・電話勧誘販売）相談件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (千件)</th> <th>足立区 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>113.520</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>124.775</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>140.368</td> <td>869</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>-</td> <td>924</td> </tr> </tbody> </table>	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和4年度	899.153	5,615	令和5年度	890.322	5,338	令和6年度	923.209	5,529	令和7年度	-	6,108	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和4年度	113.520	688	令和5年度	124.775	760	令和6年度	140.368	869	令和7年度	-	924
年度	全国 (千件)	足立区 (件)																													
令和4年度	899.153	5,615																													
令和5年度	890.322	5,338																													
令和6年度	923.209	5,529																													
令和7年度	-	6,108																													
年度	全国 (千件)	足立区 (件)																													
令和4年度	113.520	688																													
令和5年度	124.775	760																													
令和6年度	140.368	869																													
令和7年度	-	924																													

イ 通信販売



ウ マルチ取引（※）



※ 商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態。

3 陳情に関わる消費者トラブル事例（消費者センターに寄せられた相談）

（1）訪問販売・電話勧誘販売について

ア 事業者から電話があり、分電盤や給湯器の点検に行くと言われ了承したところ、点検後に修理が必要と言われたため、断りきれずにその場で工事の契約してしまったが解約したい。

イ 「何でも買い取ります」という電話がかかってきたので事業者の来訪を承諾したら、売るつもりがなかった指輪を少額で強引に買い取られてしまった。

ウ 事業者から「以前購入された方に特別価格でご案内」と電話があり、海産物の購入を強引に勧められ、断っても商品を送ると一方的に電話を切り、代引きで海産物を送ってきた。

（2）通信販売について

ア SNSの広告を見て注文した化粧品が定期購入になっていて、届いた2回目の商品を返品しようと思ったが、4回受け取らないとやめられないと言われた。

イ インターネット通販でダイエット食品を買ったが、高価なためクーリング・オフしたいと申請したら、適用対象外と拒否された。

ウ SNSで有名人の画像を使用した必ず儲かると謳った投資の広告を見て、個人名義の口座にお金を振り込んだが、引き出せなくなった。

(3) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

ア 友人によい儲け話があると誘われ、FXの自動売買ツールを契約したが、その後行ったセミナーで、人を誘うと報酬が得られると言われた。当初の説明とも異なり儲けもなく、解約返金希望。

4 消費者センターにおける相談対応や啓発

- (1) 寄せられた相談への助言や事業者とのあっせん等
- (2) 消費者被害の多い事例への注意喚起のため、啓発紙等による周知
- (3) 「訪問販売お断りステッカー」の作成・配布
- (4) 大学生、高校生等への若者向け相談事例集やリーフレットの配付
- (5) 地域・団体等への講師派遣（消費者教室）

5 陳情に関わる平成28年以降の特定商取引法の改正（令和3年通常国会で成立した主なもの）

(1) 通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策

ア 定期購入ではないと誤認させる表示等に対する直罰化

イ 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設

ウ 通信販売の契約解除の妨害に当たる行為の禁止

(2) 送り付け商法対策

ア 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（改正前は消費者が14日間保管後、処分等が可能 → 改正後は直ちに処分等が可能に）

件名	7 受理番号 8 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情												
所管部課名	産業経済部 産業政策課												
陳情の要旨	<p>国会等に対し、下記項目の意見書を提出していただきたい。</p> <p>(1) 地方消費者行政強化交付金の延長と、消費生活相談員の人件費に充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。</p> <p>(2) P I O - N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化に生じる費用を国において措置すること。</p> <p>(3) P I O - N E T等、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務は、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財源措置を検討すること。</p>												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	<p>1 地方消費者行政強化交付金について</p> <p>(1) 目的 地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施行 平成30年3月28日 令和8年2月3日要綱全部改正</p> <p>(3) 交付金の概要 ア 変更前（令和7年度まで）</p> <table border="1" data-bbox="432 1151 1425 1823"> <thead> <tr> <th></th> <th>推進事業</th> <th>強化事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>10 / 10</td> <td>5 / 10</td> </tr> <tr> <td>事業メニュー</td> <td>消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等</td> <td>消費者教育や啓発の取組み、SDGsへの取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等</td> </tr> <tr> <td>交付期間</td> <td>最長で令和9年度まで ※ 原則として平成29年度までに立ち上げた新規事業に対して原則7年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長11年まで活用できる）。</td> <td>終了時期は示されていない。</td> </tr> </tbody> </table>		推進事業	強化事業	補助率	10 / 10	5 / 10	事業メニュー	消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等	消費者教育や啓発の取組み、SDGsへの取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等	交付期間	最長で令和9年度まで ※ 原則として平成29年度までに立ち上げた新規事業に対して原則7年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長11年まで活用できる）。	終了時期は示されていない。
	推進事業	強化事業											
補助率	10 / 10	5 / 10											
事業メニュー	消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等	消費者教育や啓発の取組み、SDGsへの取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等											
交付期間	最長で令和9年度まで ※ 原則として平成29年度までに立ち上げた新規事業に対して原則7年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長11年まで活用できる）。	終了時期は示されていない。											

イ 変更後（令和8年度から）

旧事業	枠組み	支援メニュー
推進事業 (定額)	①相談機能維持・未然防止強化型（令和8～11年度） ②広域連携推進型（令和16年度までの措置） ③地方消費者行政推進型（令和9年度まで）	①相談機能維持、消費生活センター等の運営維持の支援 ②広域連携による消費生活センターの運営支援（令和11年度まで定額、以降原則2/3） ③従前の推進事業
強化事業 (1/2)	④相談・見守り連携強化型 ⑤広域連携強化型 ⑥⑦担い手確保、人材育成・強化型 ⑧重点課題対応型	④消費生活相談員が相談に従事しつつ出前講座等、業務の高度化等に相応しい処遇の実現支援 ⑤中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援（原則2/3） ⑥⑦都道府県による生活相談員の育成・確保の取組支援。 複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援 ⑧既存の強化事業を改組。重点課題への取組支援。

2 足立区における地方消費者行政強化交付金の交付額等について

(1) 令和7年度の交付状況

ア 交付金総額

1, 154千円

イ 事業別内訳

	推進事業	強化事業
補助率	10/10	5/10
交付額	0円	1, 154千円

※ 推進事業については、対象となる事業メニューに対して令和4年度まで交付金を活用していたが、いずれも活用期間を満了したため、令和5年度以降は交付実績なし。

- (2) 令和7年度強化学業における交付金対象経費
- | | |
|--|---------|
| ア 配慮を要する消費者の相談・見守り体制の確保
(テレビ通訳サービス、啓発グッズ等) | 1,550千円 |
| イ 若者への消費者教育・啓発への取組
(新成人向け啓発はがき、啓発リーフレット送付等) | 564千円 |
| ウ エシカル消費の普及啓発への取組
(啓発グッズ、展示パネル作成等) | 115千円 |
| エ 相談員のレベルアップ研修 | 79千円 |

(3) 消費生活相談員の人件費への交付金活用について

消費生活相談員の人件費は、推進事業において新規設置や増員による経費増が交付金の対象となる。足立区では、前身となる地方消費者行政活性化交付金設立当初(平成21年度)から現在に至るまで、相談員の増員を実施していないため、交付金の対象外となっており、活用実績はない。

※ 消費生活相談員(現在7名)の人件費:年間31,065千円

3 P I O-N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)の刷新について

(1) P I O-N E Tについて

国民生活支援センターと全国の消費者センターをネットワークで繋ぎ、消費者行政において消費者被害の防止、被害救済に役立てるために構築されたシステムで、5年ごとに刷新・機能強化がされてきた。

(2) P I O-N E Tの刷新内容について

令和8年10月に刷新・機能強化が予定されている内容は、サイト内にトラブル解決の参考情報を掲載することで、消費者トラブルの自己解決の支援を行い、相談内容の記録や相談処理の参考情報共有を行う。

(3) P I O-N E Tの刷新にかかる費用について

端末については全庁で使用している文書端末を使用するため、現状費用負担は発生しない。

4 消費者生活相談のデジタル化について

現在、相談員は、相談を受けた時点で相談内容をP I O-N E Tに入力している。入力した情報に基づいて、過去の相談内容を検索するほか、相談内容の傾向や相談者の属性等の把握等に活用している。

5 地方財政法第10条について

(1) 概要

法令に基づいて地方公共団体に義務付けられた事務で、国と地方公共団体相互の利害に関係があつて円滑な運営を必要とするものについて、国が経費を負担すべき事務を列挙している。

(2) 地方財政法第10条で列挙されている事務

義務教育の職員給与や建物の建築経費、生活保護に要する経費、感染症の予防に要する経費、身体障害者の更生援護に要する経費、女性相談支援センターに要する経費、知的障害者の援護に要する経費、児童手当・児童扶養手当に要する経費 など34項目が規定。